

「第18回全国果樹技術・経営コンクール表彰式」の開催

第18回全国果樹技術・経営
コンクール表彰式の開催
p1

特集

・収入保険制度の導入について
p3

中央果実協会からのお知らせ

・平成29年度の果樹経営
支援対策事業等の運用について
p6

・農産物輸出に向けた産地
としての取組と研究分野での
支援について
p7

・アグリフードEXPO大阪への
出展
p7

・ホームページのリニューアル
とドメイン変更(URL変更)
のお知らせ
p8

本コンクールは、果樹の生産技術や経営方式において他の模範となる先進的な農業者、生産集団等を表彰し、その成果を広く普及することにより、我が国果樹農業の発展に資することを目的として、平成11年から毎年度開催をしています。

主催団体は、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、日本園芸農業協同組合連合会、全国果樹研究連合会、公益財団法人中央果実協会の5団体であり、農林水産省及び日本農業新聞社からの後援をいただいています。

平成28年度は、第18回目となり、全国の都道府県段階の選考を経た27件の応募の中から、農林水産大臣賞、農林水産省生産局長賞、各主催団体賞が決定されたほか、「不知火」(デコポン)のブランド化を通じて柑橘産地振興への貢献が顕著であったことからコンクール実行委員会特別賞が授与されることとなり、平成29年2月17日にメルパルク東京(東京都港区芝公園)にて表彰式が開催されました。

表彰式では、賞状等の授与の後、受賞者を代表して大阪府の中村恵俊・中村公子氏から「受賞者のことば」が述べられました。



果物を食べて
応援しよう!

被災地を応援

第18回全国果樹技術・経営コンクール 受賞者一覧

農林水産大臣賞

ゆうげんがいしゃ しろね 有限会社 白根グレイプガーデン かさけらせつお かさほらひでこ 笠原節夫・笠原秀子	にいがたけん にいがたし 新潟県 新潟市	ぶどう他
なかむらしげとし なかむらきみこ 中村恵俊・中村公子	おおさかふ おおさかさやまし 大阪府 大阪狭山市	ぶどう
たていしよしゆき たていしみき 立石好之・立石美紀	さがけん さがし 佐賀県 佐賀市	かんきつ
みつかびちようかんきつゆつかくみあい 三ヶ日町柑橘出荷組合	しずおかけん はままつし 静岡県 浜松市	うんしゅうみかん

農林水産省生産局長賞

ゆうげんがいしゃなりた えん 有限会社成田りんご園 なりたけんじろう 成田健二郎	あおもりけん いたやなぎょう 青森県 板柳町	りんご
おがわよしひで おがわこ 小川善英・小川ふじ子	やまなしけん やまなしし 山梨県 山梨市	ぶどう、もも
おかもとまこと おかもとわかこ 岡本誠・岡本和加子	とっとりけん ゆりはまちよう 鳥取県 湯梨浜町	なし
やまぐちけんごう やまぐちたみこ 山口賢剛・山口多美子	ながさきけん ながよちよう 長崎県 長与町	うんしゅうみかん
いわてえさしのうぎょせうどうみあい ふかい 岩手江刺農業協同組合りんご部会	いわてけん おうしゅうし 岩手県 奥州市	りんご
うわばかじゆぶかい JAからつ上場果樹部会	さがけん からつし 佐賀県 唐津市	うんしゅうみかん、あまなつ

【全国農業協同組合中央会会長賞】

やまもとやすいち やまもとちよ 山本保一・山本千代	あいちけん とよはしし 愛知県 豊橋市	ぶどう
ひたち かさまち くりぶかい JA常陸 笠間地区栗部会	いばらきけん かさまし 茨城県 笠間市	くり
のうぎょせうどうみあい かきぶかい れいぞうぶ にじ農業協同組合柿部会冷蔵部	ふくおかけん うきはし 福岡県 うきは市	かき

【全国農業協同組合連合会経営管理委員会会長賞】

たていしてゐるお たていしふさこ 建石照夫・建石房子	かがわけん まるがめし 香川県 丸亀市	もも
こてがわひろくに こてがわきみよ 小手川洋邦・小手川君代	おおいたけん つくみし 大分県 津久見市	かんきつ
ひがみ のくりしんこうきょうぎかい 東美農業振興協議会	ぎふけん なかつがわし 岐阜県 中津川市	くり

【日本園芸農業協同組合連合会会長賞】

くらだ たけし 黒田 武	ふくしまけん くにみまち 福島県 国見町	りんご、もも、おうとう
なかやまさき なかやかな 中家真樹・中家佳菜	わかやまけん きかわし 和歌山県 紀の川市	かき
いさわ ししよ たい きょうせんま かきぶかい JAふえふき石和支所第2共選所柿部会	やまなしけん ふえふさし 山梨県 笛吹市	かき、ぶどう

【全国果樹研究連合会会長賞】

ほうじょうか ずみ ほうじょうむつこ 北條雄三・北條睦子	ふくしまけん しらかわし 福島県 白河市	もも、なし、りんご
よしかわのりた か よしかわたえ 吉川典多佳・吉川妙	えひめけん やわた はまし 愛媛県 八幡浜市	うんしゅうみかん・中晩柑
ひらの せんいち ひらの あつこ 平野洗一・平野厚子	くまもとけん にしきまち 熊本県 錦町	なし、もも

【公益財団法人中央果実協会理事長賞】

いしだじんいち いしだみちよ 石田仁一・石田美智代	ふくしまけん ふくしまし 福島県 福島市	なし、りんご、すもも
やましろえいとく 山城栄徳	おきなわけん いとまんし 沖縄県 糸満市	マンゴー
しょうない のうぎょせうどうみあい 庄内みどり農業協同組合 ゆざまちえんせきがいせん くみあい 遊佐町遠赤外線パーシモン組合	やまがたけん ゆざまち 山形県 遊佐町	かき
ながさきけんおのうぎょせうどうみあい ふかい 長崎県史農業協同組合ハウスみかん部会	ながさきけん いさばやし 長崎県 諫早市	ハウスみかん

【全国果樹技術・経営コンクール実行委員会特別賞】

くまもとけんかじつのうぎょせうどうみあいれんごうかい 熊本県果実農業協同組合連合会	くまもとけん くまもとし 熊本県 熊本市	不知火(デコポン)
--	-------------------------	-----------

収入保険制度については、平成28年11月に、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、農業競争力強化プログラムを決定し、収入保険制度の仕組みを取りまとめました。

また、平成29年3月に、「農業災害補償法の一部を改正する法律案」を国会に提出したところです。

収入保険制度の実施は、平成31年産からとする予定ですが、農業競争力強化プログラムで取りまとめた、収入保険制度の基本的考え方、具体的な仕組みは次のとおりです。

【収入保険制度の基本的考え方】

現行の農業災害補償制度は、

- ① 自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外
- ② 対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていないなど、農業経営全体を一括してカバーするセーフティネットとなっていないといった課題があります。

他方、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要があります。

収入保険制度は、このような農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごと

の収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として仕組むこととしています。

【収入保険制度の具体的な仕組み】

収入保険制度については、以下を基本的な仕組みとして導入することとしています。

＜対象者等＞

(1) 対象者

対象者は、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者(個人・法人)を対象とすることとしています。青色申告を5年間継続している農業者を基本としますが、青色申告(簡易な方式を含む。)の実績が加入申請時に1年分あれば加入できるよう

にします(補償限度額は申告実績が5年になるまで徐々に引き上げ)。

なお、加入するかどうかは、農業者の選択です(任意加入)。

(2) 収入の把握方法

収入の把握方法は、農業者が、自己申告により、農産物の販売金額等を記載した加入申請書等とともに、青色申告書等の税務関係書類を提出し、実施主体が、内容をチェックします。

＜対象収入＞

対象収入は、自ら生産した農産物の販売収入全体を対象とします(所得ではありません)。加工品は販売収入には含めません。ただし、精米、荒茶、梅干し、畳表など所得税法上

農産物の販売収入の算定方法

$$\begin{array}{l}
 \text{農産物の販売収入} \\
 = \\
 \text{農産物の販売金額} + \text{事業消費金額} + \left[\text{期末棚卸高金額} - \text{期首棚卸高金額} \right]
 \end{array}$$

(青色申告では、「家事消費・事業消費金額」となっているが、家事消費は自家消費なので除外)

農業所得として申告されているものは含めます。また、自ら生産した農産物を加工する場合は、加工原材料として販売したとみなした代金を含めます。また、在庫も販売収入に含めます。

補助金は販売収入に含めません。ただし、実態上販売収入と一体的に取り扱われている、畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金等の数量払は含めます。

＜対象要因等＞

(1) 対象要因

対象要因は、自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象とします。ただし、捨て作りや意図的な安売り等は対象外とします。

青色申告とは

＜青色申告に必要な書類・帳簿＞

青色申告には、「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

- **正規の簿記(複式簿記)**
仕訳帳、総勘定元帳、損益計算書、貸借対照表 など
- **簡易な方式**
正規の簿記までは求めないが、白色申告では求められていない、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳を整備し、日々の取引を残高まで記帳

＜青色申告の主なメリット＞

- **青色申告特別控除**
「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能。
- **損失の繰越しと繰戻し**
損失額を翌年以後3年間(法人は9年間)にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能。
また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能。

(2) 保険金の不正受給防止策

保険金の不正受給を防止するため、農業者は、災害等の事故発生時に実施主体に通知等を行うとともに、実施主体は、必要に応じ、現地調査等を実施します。

また、不正があった場合は、保険金を支払わないほか、重大な不正があった場合は、翌年以降の加入を禁止します。

＜補償内容＞

(1) 基準収入

補填の基準となる基準収入については、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)とすることを基本とします。

ただし、当年の経営面積を拡大する場合や、過去の収入に上昇傾向がある場合等は、基準収入を上方修正します。

一方、当年の営農計画に基づく期待収入が5中5よりも低くなると見込まれる場合は、期待収入を基準収入として設定します。

(2) 補償限度額及び支払率

収入保険制度では、当年の収入が基準収入の9割水準(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額)を下回った場合に補填します。また、補償限度額を下回った額の9割(支払率)の補填金を支払います。

なお、補償限度額及び支払率は複数の選択肢を設定することとしています。

(3) 補填方式

補填方式は、「掛け捨ての保険方式」と「掛け捨てとしない積立方式」の組み合わせを基本とし、積立方式は選択できるようにします。

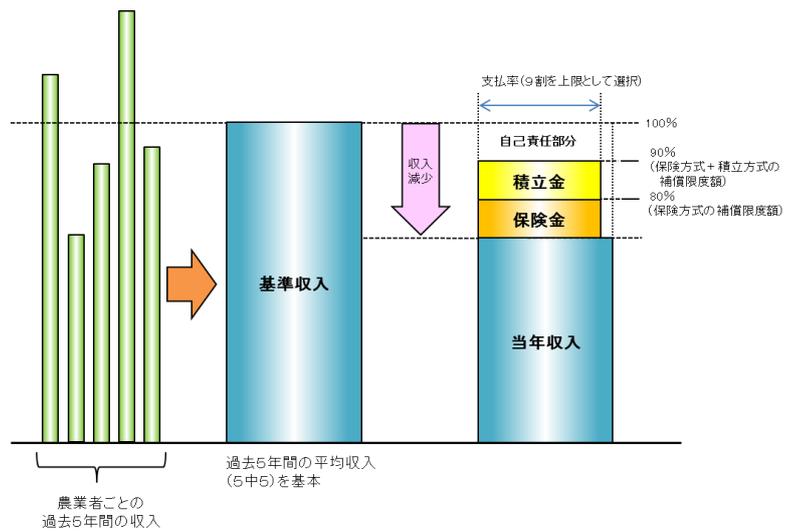
(4) 保険料・積立金

保険料・積立金は、全経営体共通で設定します。ただし、保険料は危険段階別に設定し、保険金の受領が少ない者の保険料率は段階的に引き下げます。

また、保険料は50%、積立金は75%を国庫補助します。

なお、保険料・積立金の税制面のメリットについても検討します。

＜収入保険制度の補填方式＞



(注) 5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険8割+積立1割)を選択した場合

＜加入・支払時期＞

(1) 収入算定期間

収入保険制度の収入の算定期間は、

- ・ 個人は1月～12月
- ・ 法人は事業年度の1年間とします。

(2) 加入申請

原則として収入算定期間の開始前までに、加入申請を行い、保険料・積立金を納付します。

(3) 補填金の支払

収入算定期間終了後の税申告後に補填金を支払います(個人は翌年3～6月)。

なお、資金繰り対応のため、実施主体が簡易な審査など使い易い融資を

実施します。

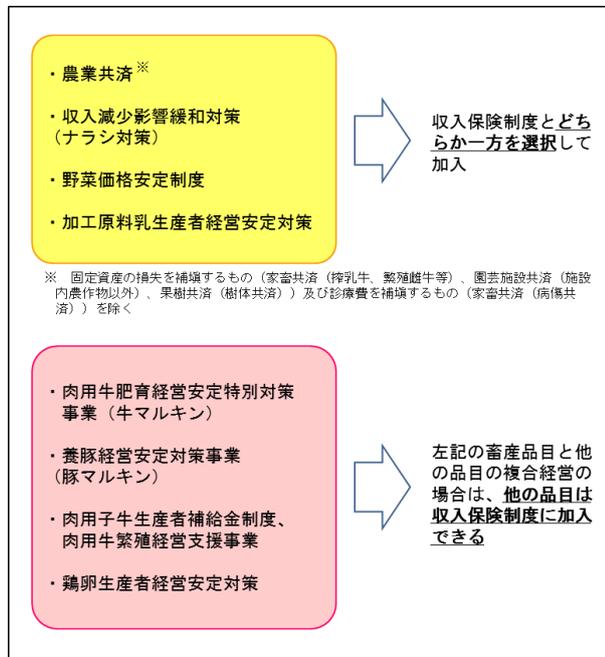
＜実施主体＞

実施主体は、全国を区域とする農業共済組合連合会(全国連合会)とします。また、実施主体は、農業者へのサービス向上を図るため、民間損保会社と積極的に連携することとしています。

＜類似制度との関係＞

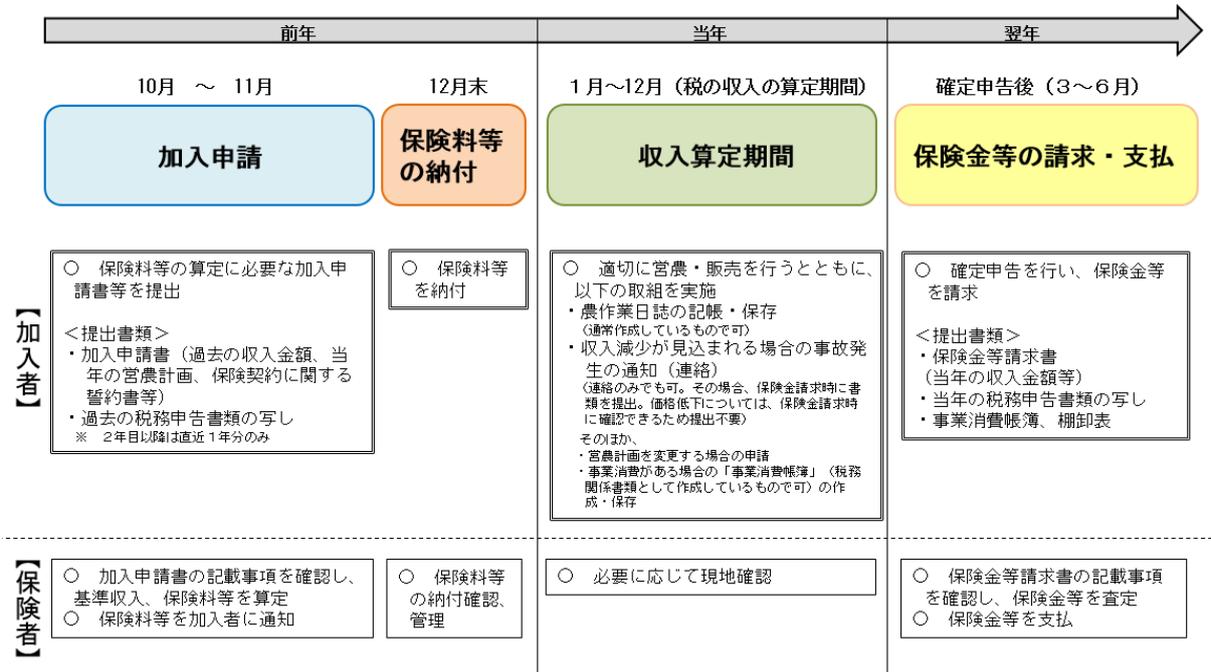
農業共済等の収入減少を補填する機能を有する類似制度との関係については、「選択加入」とします。ただし、コスト増も補填するマルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵については、収入保険制度の対象品目とはしません。

＜類似制度との関係＞



※ 固定資産の損失を補填するもの(家畜共済(搾乳牛、繁殖雌牛等)、園芸施設共済(施設内農作物以外)、果樹共済(樹体共済))及び診療費を補填するもの(家畜共済(病傷共済))を除く

(参考) 加入・支払等のスケジュール (個人の場合のイメージ)



(参考) 農業者の保険料・積立金と補填金額の試算

○ 基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割(保険8割+積立1割)、支払率9割を選択した場合の試算

保険料率(試算)

補償限度	保険料率	国庫補助(50%)後の保険料率
80%	2.0%	1.0%

(注) 調査事業において収集した平成18～26年までの農業者ごとの収入データに基づく試算。今後、引き続きデータ収集等を行うこととしており、変更があり得る。

保険料・積立金の金額

農業者が用意すべきお金は、
 保険料は、7.2万円(掛捨て)
 積立金は、22.5万円(掛捨てではない)
 合計 29.7万円

※ 保険料は掛捨てになります。積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

補填金額

収入減少の程度(当年収入)	補填金の合計	補填金の内訳		補填金を含めた当年収入(対基準収入)
		保険金	積立金	
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

(参考) 保険料・積立金の計算方法

- ・ 保険料

$$= \text{基準収入} \times \text{補償限度}(0.8 \text{を上限に選択}) \times \text{支払率}(0.9 \text{を上限に選択}) \times \text{保険料率}$$
- ・ 積立金

$$= \text{基準収入} \times \text{積立幅}(1 \text{割}) \times \text{支払率}(\text{同上}) \times 1/4$$



平成29年度の果樹経営支援対策事業等の運用について

—指導部—

平成29年2月6日、三会堂ビル石垣記念ホールで、平成28年度道県果実基金協会業務運営協議会を開催しました。会議では、農林水産省生産局園芸作物課から、平成29年度の果樹対策等について、農林水産省経営局保険課から収入保険制度について、中央果実協会から平成29年度果樹経営支援対策事業等の進め方など中央果実協会業務の推進等について説明し、質疑を行いました。以下、本協議会の議事のうち、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の平成29年度の運用について紹介します。

1 平成29年度の果樹対策について

平成29年度の果樹農業好循環形成総合対策事業については、概算決定額56億6千万円(対前年度6千万円の増)となっています。29年度は、果樹産地における高品質果実の供給力の維持・強化を図るため、引き続き、産地の担い手による改植等を支援するほか、農地中間管理機構による面的な改植、担い手への園地集約の推進、果樹経営の次世代への円滑な継承等の取組を推進することとし、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業については、以下のような運用改善を検討しています。

(1) 農地中間管理機構による面的な改植、担い手への園地集約の加速化

機構が行う改植で、管理不良園地、2号遊休農地等の放任園で追加的土壌土層改良の経費が必要な場合等一定の要件を満たす場合に2万円/10aを加算して支援するとともに、機構が行う改植に当たり、複数年に分割して改植経費を支援できる運用を導入。

(2) 推進事業の拡充

果樹経営の次世代への円滑な継承の観点から、推進事業のメニュー

に、果実供給力維持対策の検討に係る支援、産地キャリアプランの策定・推進に向けた支援を追加。

(3) その他

① 改植の支援単価の拡充等

33万円/10aの支援対象に「すもものジョイント栽培」を追加するとともに、ぶどうの垣根栽培の支援対象の範囲を「醸造用のもの」に明確化。

② 苗木生産への支援

推進事業の「大苗育苗ほの設置」において、新たに「自然災害等により苗木の確保が緊急的に生じた場合であって、産地計画を達成するために必要な場合での苗木生産」を支援対象とする。

③ 新植支援対象の拡充

キウイフルーツに加え「なし」の受粉樹(受粉専用品種に限る。)を支援するとともに、新たに新規就農者による新植を支援。

④ 果樹未収益期間支援事業の支援対象の追加

原子力被災12市町村農業者支援事業による新植・改植に伴う未収益期間への支援を新たに実施。

⑤ 荒廃農地等利活用促進交付金との連携

2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業を行い、同交付金で果樹棚等を整備する取組について双方の事業で優先採択。

(4) 果樹共済の積極的活用に努めるよう実施要領を改正。

2 平成29年度の果樹経営支援対策事業等の進め方等について

(1) 平成28年度の果樹経営支援対策事業等の推進状況

平成28年度の果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の執行状況をみると、第1次事業計画の補助金の計画承認額は両事業を合わせて13億1千万円と前年度に比べ約5億円の増、第2次事業計画についても29億円と約4億円の増、第3次

事業計画についても12億8千万円と約1億円増加しており、推進事業等を含めた合計では約58億円と、前年度を約9億円上回る見込みです。

一方、本事業は事業計画の翌年度にわたっての実施が可能となっており、平成28年度については、28年1月の九州の寒波によりかんきつの苗木の供給に遅れが生じた影響等により27年度事業計画に係る補助金の28年度での支払額が大幅に増加したことから、28年度事業計画に係る補助金の支払について相当額が29年度での支払となっています。

(2) 平成29年度における事業の推進について

果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業については、果樹産地における経営基盤の強化を図るため、優良品目・品種への転換、小規模な園地整備、改植後の未収益期間の支援等に積極的に活用いただいておりますが、近年、申請額が大幅に増加しており、29年度においても予算額を大幅に上回る申請が行われる可能性があります。

このため、29年度の事業計画の申請に当たっては、まずは、予算の範囲内での申請・採択となるよう、申請案件の絞り込みをよろしく願います。

その上で、仮に全国の申請額が予算額から設定した公募毎の予算枠を超えるような場合は、予算の範囲内で都道府県ごとに採択可能な枠をお示しすることを検討しています。その際には、政策の重要性を鑑みつつ、お示しする枠の調整(優先配分)を行います。

その際、枠に収まりきらない申請については不採択ということではなく、翌年度に繰り延べ、翌年度に採択することとしています。

これにより、後年度も含めた安定的な事業実施につなげたいと考えており、こうした趣旨が現場において十分御理解いただけますようよろしくお願い致します。

農産物輸出に向けた産地としての取組と研究分野での支援について —第3回果樹農業研究会における講話より—

—情報部—

1. 第3回研究会

①日時:平成29年2月10日(金)

午後1時30分～5時

③講話者:全国ブドウ産地協議会事務局長(甲州市産業振興課長)中村正樹氏、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食農ビジネス推進センター上級研究員 後藤一寿氏

2. ぶどうの輸出への取組について

中村氏には、①海外販売促進活動についての取組、②新たな輸出先国開拓で得たもの、③産地間連携の取組のご苦労等について多岐にわたる講話をいただきました。

当協議会は甲州市がオールジャパンでブドウの輸出促進をしようとの思いで、全国の産地に声をかけをし、26 団体が参加して、平成 26 年 4 月に発足しました。1年目は長期貯蔵方法の研究を行い、2年目からは農水省の補助事業の採択を受け、マレーシアなどアジア地域で輸出の実証調査をしています。

昨年度は、MA フィルムに一房ずつ包み、段ボール箱に梱包し航空便で輸出し、シャインマスカットの評価が非常に高かったこと、航空貨物の取扱いが乱暴であること、現地での冷蔵物流に

問題があることが分かりました。また、物流コストから見ると、航空便利用の場合は販売価格を出荷価格の4倍ぐらいにしないと儲けが出ないことも判明しました。

今年度はリーファーコンテナでの実験を行い、満タンで詰めれば輸送コストが 1/10 になるが何と混載するかが課題であること、輸送のためにはりんごと同様に輸出用のきちんとした箱が必要であること、現地での販売面で中国産や韓国産との差別化が課題であること、きちんと契約を取るためには試食よりも「このブドウはどういうものか」が分かるものを準備しておくことが大事であることを感じました。

3. 国産農産物輸出支援のための嗜好性データベースの開発について

後藤氏には、①嗜好性調査とそのプロセス、②輸送通関試験の実施にあたっての苦労等について多岐にわたる講話をいただきました。

嗜好性調査は、対象とする外国人にグループインタビューや試食調査を行い、同じロットのものを使って多感覚分析装置で客観的なスコアを集め、分析を行うものです。桃を材料に、イギリス、

ドイツ、フランス、シンガポール、タイ、インドネシアの6ヶ国の人を対象に行いました。2015年にはフランス・タイへ試験輸出を行い、実際の試食調査を行ったところ、幸茜が選好順位1位となりました。

2016年にはコストを考慮し、在日外国人を対象に日本を含む9ヶ国の人を対象に6品種の試食調査を行ったところ、ここでも幸茜の評価が高い結果が出ました。国によって好みに違いがあるかを分析したところ、統計的な検定の1%水準でかなり顕著な差が出てきている項目があり、データで示された国ごとの好みの傾向をもとに効果的にターゲットを絞り売り込むことに使えることが分かりました。

また、大きさについてみると、シンガポール、インドネシア、タイは92mmの大きなものを好み、ヨーロッパでは83～78mmの中玉・小玉を嗜好し、日本は83mmの中玉程度を好むとの結果が出ました。

嗜好性評価は主観的評価であるので、主観評価と客観評価である官能評価を統合させながら、科学的な裏付けのもとに、輸出戦略を組み立てることが重要と考えます。

アグリフード EXPO 大阪2017への出展

当協会では、加工専用果実生産支援事業を通じて、国産果実を使った加工品の試作開発と原料価格を想定した低コスト・省力化栽培技術の実証等の取組を支援しています。本事業の一環として、事業実施団体と当協会との共同出展という形で、事業で開発した試作品等をアグリフード EXPOに出展し、試作品について来場者から評価を得るとともに、国産果実加工品の一層の普及・拡大に取り組みました。

共同出展した5団体は、本事業により開発した果実加工品に加えて自社開発商品も展示し、来場者との情報

交換等を積極的に行いました。

今回のアグリフード EXPO の概要は、以下のとおりです。

《アグリフード EXPO 大阪2017の概要》

○日時:平成 29 年 2 月 22～23 日

○会場:アジア太平洋トレードセンター ATC ホール(大阪市住之江区南港北)

○出展者:農業者、食品製造業者、関連企業等 458 社

○来場者:小売業、商社、卸売業、外食業、中食業、食品加工・製造業、農業団体、行政機関等 15,262 名



(次頁に続く)

(公財)中央果実協会

編集・発行所
公益財団法人 中央果実協会
〒107-0052
東京都港区赤坂 1-9-13
三会堂ビル 2F

電話：03-3586-1381
FAX：03-5570-1852

編集・発行人
今井 良伸

印刷・製本
(株)丸井工文社



当協会 Web サイト
URL:
www.japanfruit.jp

お知らせ

毎日くだもの200グラム運動
メールマガジン「くだもの&健康ニュース」を発行しています。

多くの方の読者登録をお待ちしております。

メルマガの読者登録方法は
当協会下記ホームページをご
覧下さい。

<http://www.japanfruit.jp>

参加団体・出展品一覧

	事業実施団体	出展品
1	紀の里農業協同組合	オーラスター加工品(ジャム、ジュースなど)
2	(株)サンアクティス	桃などのカットフルーツ(鮮度維持品)
3	敦賀美方農業協同組合	福太夫の梅干し、ドライフルーツなど
4	栃木県農業試験場	栃木産ぶどうのフリーズドライ加工品
5	長崎西彼農業協同組合	うんしゅうみかん原口早生を活用した調味料、菓子など

ホームページのリニューアルとドメイン変更(URL変更)のお知らせ

中央果実協会では、3月30日にホームページを全面リニューアルいたします。

今回のリニューアルでは、ご利用者の皆様に、より見やすく、また、情報を分かりやすくお伝えできるホームページとなるようにデザインや構成を改善しました。

これまで以上に、皆様に使い易いサイトを目指し、内容を充実して参りますので今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

また、ホームページのリニューアルに伴いドメイン(URL)も変更いたしました。誠に恐れ入りますが、「お

気に入り」「ブックマーク」等に登録いただいております皆様には、新しいアドレスで登録し直して頂きますようお願いいたします。

(変更前)

<http://www.kudamono200.or.jp/JFF/>

(変更後)

<http://www.japanfruit.jp>

ただし、旧URLにアクセスされても、自動的に新URLに転送されます。

なお、「毎日くだもの200グラム」「もぎたてパーラー」のホームページの URL には変更がありません。



業務日誌

- 29.2.6 平成28年度道県果実基金協会業務運営協議会(於 石垣記念ホール)
- 29.2.10 第3回果樹農業研究会(於 三会堂ビル)
- 29.2.17 第18回全国果樹技術・経営コンクール表彰式(於 メルパルク)
- 29.2.22~23 第10回「アグリフード EXPO2017」出展(於 大阪)
- 29.2.27 第2回果樹経営支援対策事業等事業実施評価委員会(於 三会堂ビル)
- 29.3.8 第4回理事会(於 三会堂ビル)